

別添 1（様式例）＜一時保護決定通知書＞

発第 号 年 月 日			
殿			
児童相談所長			
下記の児童を児童福祉法第 33 条の規定により 一時保護 一時保護を委託 } しましたので通知します。			
記			
児童氏名	男 年 月 日生 歳 女	措置番号	号
住 所			
一 時 保 護	場 所	名 称	
		所在地	
	年月日	年 月 日	
	一 時 保 護 の理由		
備 考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、 〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日か ら起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をする ことができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、〇〇県を 被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起 することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であつ ても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ なくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったこ とを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 児童相談所長又は都道府県知事が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始 した日から起算して七日以内に、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭 裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場 合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされて います。（児童福祉法第 33 条） 一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」 といいます。）の同意がある場合 二 当該児童に親権者等がない場合 三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合 4 一時保護を開始した日から 2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権者等の意に反する 場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後 2 か月を 超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所 の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第 28 条第 1 項の承認の申立 て又は同法第 33 条の 7 の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第 33 条の 9 の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童 福祉法第 33 条） 5 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るま での間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものに ついても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等 はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保する ため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができること とされています。（児童福祉法第 33 条の 2）		